

特定教育・保育施設利用者負担金(保育料)基準額表 【2・3号認定】

国の階層区分		1	2	3			4			5			6			7	8	
市階層区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
市民税額(国基準)		生活保護世帯	非課税世帯	課税世帯 (均等割)	所得割額48,600円未満			所得割額97,000円未満			所得割額169,000円未満			所得割額301,000円未満			所得割額 397,000円 未満	所得割額 397,000円 以上
市民税額(市基準)		生活保護世帯	非課税世帯	課税世帯 (均等割)	所得割額 12,000円 未満	12,000円 以上 24,000円 未満	24,000円 以上 48,600円 未満	48,600円 以上 60,000円 未満	60,000円 以上 72,000円 未満	72,000円 以上 97,000円 未満	97,000円 以上 115,000円 未満	115,000円 以上 133,000円 未満	133,000円 以上 169,000円 未満	169,000円 以上 202,000円 未満	202,000円 以上 235,000円 未満	235,000円 以上 301,000円 未満	301,000円 以上 397,000円 未満	397,000円 以上
国の基準	未満児	0	9,000		19,500			30,000			44,500			61,000			80,000	104,000
	3歳児	0	6,000		16,500			27,000			41,500			58,000			77,000	101,000
	以上児	0	6,000		16,500			27,000			41,500			58,000			77,000	101,000
保育標準時間	未満児	0	7,000	13,000	15,000	16,500	18,000	19,500	22,000	26,000	30,000	33,000	36,000	38,000	40,000	42,000	44,000	46,000
	3歳児	0	4,500	11,000	13,000	14,500	16,000	17,500	19,000	22,000	23,000	25,000	27,000	28,000	29,000	31,000	32,000	33,000
	以上児	0	4,500	11,000	13,000	14,500	16,000	17,500	19,000	21,000	22,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000
保育短時間	未満児	0	6,900	12,800	14,800	16,300	17,700	19,200	21,700	25,600	29,500	32,500	35,400	37,400	39,400	41,300	43,300	45,300
	3歳児	0	4,500	10,900	12,800	14,300	15,800	17,300	18,700	21,700	22,700	24,600	26,600	27,600	28,600	30,500	31,500	32,500
	以上児	0	4,500	10,900	12,800	14,300	15,800	17,300	18,700	20,700	21,700	23,600	24,600	25,600	26,600	27,600	28,600	29,500

※ 階層区分の認定は、入所児童と同一世帯(同居)に属し、生計を同じにしている父母及び家計の主宰者の市町村民税額の合計額により階層を認定します。

※ 階層区分の認定は4月1日現在の満年齢で決定します。

※ 4月から8月までは「前年度市町村民税額」に基づく保育料、9月から3月までは「当年度の市町村民税額」に基づく保育料となります。

※ 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子として数えます。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ただし、算定対象者の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合、算定対象となる子どもの年齢制限はなく、第2子は半額、第3子以降は無料となります。市町村民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)の第2子以降は無料となります。

また、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯については、算定対象者が市町村民税非課税世帯の場合は無料、所得割合算額が77,100円以下の場合、算定対象となる子どもの年齢制限はなく、第1子は7,000円(未満児)、4,500円(3歳以上)に軽減、均等割のみの場合、第1子は6,000円(未満児)、4,500円(3歳以上)に軽減、第2子以降は無料となります。

※ 第3子(満18歳未満の児童のうち、3人目の児童)以降の児童については、同時利用に関わらず無料となります。(第16・17階層の世帯を除く)

※ 利用施設によっては、保育料とは別に園服や体操服、教材費等の費用がかかる場合があります。詳しくは、各利用施設へお尋ねください。

※ 保育料は、私立保育所を利用される場合は市へ、認定こども園・幼稚園・公立保育所を利用される場合は利用施設へ支払いとなります。

【入所後の届出】

支給認定申請書の内容に変更があった時には、必ず福祉課へ届けてください。

- ① 家庭内保育が可能となったとき(退職、その他)
- ② 市外転出するとき
- ③ 世帯の状況が変わったとき(婚姻、離婚、住所・氏名が変わったとき)
- ④ 市町村民税が変わったとき(税の修正申告等)
- ⑤ 生活保護が開始・廃止されたとき

【保育料の口座振替について(私立保育所のみ)】

保育料の支払いについては口座振替ができます。振替日は各月の月末日です。(月末日が土日祝日等の場合は翌営業日)

保育料の口座振替を希望される保護者の方は、金融機関に口座振替依頼書の提出をお願いします。

依頼書は保育所、市福祉課にあります。口座振替開始日につきましては市から郵送にてご連絡いたします。

【保育料に関する問合せ】

人吉市役所 福祉課 児童福祉係(⑤番窓口)
Tel.0966-22-2111(内線1145、1146)